

# 小田原市社会教育委員を募集

小田原市社会教育委員は、教育委員会が行う社会教育（生涯学習）事業の企画・実施に対して意見を述べていただくとともに、必要に応じて研究調査をしていただく附属機関の委員です。この委員を市民の皆さんから募集します。

応募を希望される方は、所定の申込書に必要事項を記入し、ご提出ください。

会議などの開催状況（活動内容）	社会教育委員会議 年4回 研修会など 年6回程度 そのほか、関連会議などへの出席、研究調査活動などあり （会議・研修会などの開催は、原則として平日の昼間です）
謝礼等	社会教育委員会議1回につき 10,000円（交通費含む）
応募資格	市内に在住、在勤、在学又は市内において社会教育（生涯学習）活動を行う20歳以上、65歳以下の個人で、次の条件のいずれかに該当する方 学校教育の関係者 社会教育の関係者 家庭教育に資する活動を行う者 学識経験のある者
募集人数	1人
募集期間	平成30年6月1日（金）～6月20日（水）必着
任期	平成30年8月1日～平成32年7月31日
応募方法	小論文（原稿用紙2枚・800字程度）を作成し、応募申込書に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。 ※小論文テーマ 「小田原に誇りを持ち、地域に貢献できる人材を育成するために必要なこととは」 (1) 窓口持参 小田原市生涯学習センターけやき (2) 郵送 〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地 小田原市文化部生涯学習課あて (3) ファクス FAX：0465-35-5449 (4) 電子メール E-mail：shogaku@city.odawara.kanagawa.jp
選考方法	一次 書類審査（応募の動機・抱負等） 小論文 二次 面接
結果の通知方法	応募者全員に結果を通知します。
問い合わせ先	小田原市 文化部 生涯学習課 生涯学習係 TEL：0465-33-1721

## 社会教育法（抜粋）

### （社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

### （社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

### （社会教育委員の委嘱の基準等）

#### 第十八条

社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## 小田原市社会教育委員条例

### 第2条（略）

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者